第1 審査会の結論

富山県知事(以下「実施機関」という。)が行った公文書部分開示決定処分(令和4年1月 11日付け農総技第170号。以下「本件処分」という。)は、妥当である。

第2 事案の概要

1 開示請求

審査請求人は、令和3年11月25日付けで、富山県情報公開条例(平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。)第5条第1項の規定により、実施機関に対して、次のとおり公文書の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

富山県が所有する富富富の種子及び原種生産計画、実績、出荷・販売、に関わる 一切の資料

2 本件処分及び審査請求

(1) 本件処分

実施機関は、本件開示請求に対し、条例第11条第1項の規定により本件処分を行った。

ア 特定した公文書

農林水産総合技術センターが保有する以下の公文書

- (ア) 水稲原種、原々種、刈取り・調整計画
- (イ) 生産製作品引継書
- (ウ) 原種の出荷について (依頼)
- (工) 生產製作品売却処分伺
- (オ) 水稲原種の配布について
- (カ) 歳入調定決議書
- (キ) 収納済通知書
- (ク) 物品不用決定・処分伺
- (ケ) 原種在庫状況一覧
- (コ) 水稲原種・原々種の配布について
- (サ) 原種・原原種の出荷について(依頼)

イ 開示をしない部分及び理由

依頼文の法人代表者印は、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その 他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号アに該当する。

(2) 本件審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年2月7日付けで、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の本件審査請求の趣旨及び理由は、審査請求書及び審査会での意見陳述等によれば、概ね次のとおりである。

1 趣旨

請求内容に従った対象資料の未公開分の開示を求める。

2 理由

生産製作品引継書に記載されている「単価は別に定めるものとする」に関する資料が開示されていない。

また、平成30年度の生産製作品引継書が開示されていない。

県は弁明書等において、生産製作品引継書を作成する時点では売買を伴わないため記入していないものであると主張するが、法的根拠が不明である。当該「生産製作品引継書」は、富山県会計規則第111条の規定により作成したとのことだが、規則第111条には、「評価額を定めなくてよい」旨の規定はない。

また、富山県会計規則第175条に定める「生産製作品出納簿」については、数量管理としていることだが、「生産製作品出納簿」には金額記入欄が設けられており、規則第175条に、「金額を記入しなくてもよい」旨の規定はない。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書及び審査会での意見聴取等によれば、概ね次のとおりである。

「当該「生産製作品引継書」は、富山県会計規則第111条の規定により職員から物品管理者に原種を引き継ぐために作成したものであるが、原種の評価額については、職員から物品管理者に引き継いだ時点では原種としての品質の確認が済んでいないこと、この時点では売買は伴わないことから適正な評価額を定めることが困難である。」とした。

なお、「生産製作品売却処分伺」の作成時には、富山県主要農作物種子協会に単価を確認し、 記入している。

また、「生産製作品引継書」では、評価額が定められないため、「生産製作品出納簿」についても、数量のみを記載し管理していたものである。

以上の理由により、「単価は別に定めるものとする」に関する資料は保有していない。

第5 審査会の判断の理由

1 本件処分の妥当性

本件審査請求については、審査請求人が開示を求めていた平成30年度分の生産製作品引継書が存在しないことについては争いがないため、生産製作品引継書に記載されている「単価は別に定めるものとする」に関する文書の存否が争点となる。

富山県会計規則第111条によれば、「生産、製作又は漁獲により物品を取得したときは、当該事務に携わる職員は、速やかに当該物品に生産製作品引継書を添えて物品管理者に引き継がなければならない。」と規定されている。

当審査会において、富山県農林水産部農林水産企画課及び農林水産総合技術センターの職

員に対し、意見聴取を行ったところ、原種の単価の決定については、職員から物品管理者に引き継ぐ時点では、原種としての品質の確認が済んでいないため、適正な単価を定めることが困難であること、この時点では売買を伴わないことから「生産製作品引継書」に単価を記入していない。また「生産製作品出納簿」についても同様の理由から、数量のみを記載している。「単価は別に定めるものとする」の単価とは、原種の品質確認終了後に設定した富山県主要農作物種子協会への売却単価であるとの説明があった。原種の単価は、生産から売却までの一連の手続きを経て決まるとする説明に不合理な点は認められず、「単価は別に定めるものとする」に関する資料は不存在とせざるを得ない。

よって、本件開示請求に係る実施機関の判断は妥当である。

2 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 調査審議の経過

審査会の調査審議の経過の概要は、別記のとおりである。

別記 当審査会の開催経過の概要

年 月 日	内容
令和4年5月11日	実施機関から諮問書を受理
令和4年6月29日 (第182回審査会)	・諮問事案の概要説明・審査請求人からの意見陳述・実施機関からの意見聴取・審議
令和4年8月3日 (第183回審査会)	• 審議
令和4年9月2日 (第184回審査会)	・審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現職等	備考
大 石 貴 之	弁護士	会長職務代理
大 原 弘 之	弁護士	
神山智美	富山大学経済学部准教授	会 長
中 村 正 美	富山市社会福祉協議会専務理事	
西田隆文	高岡商工会議所専務理事	